

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青梅市長

市町村名 (市町村コード)	青梅市 (13205)	
地域名 (地域内農業集落名)	今井地区 (霞村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年11月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、市の東部に位置し、圏央道青梅ICに隣接している平坦な畑地帯で、農業振興地域内で農用地区域に指定された農地が多い。農道の整備もほぼ完成し、農業用水道組合により農業用水が確保されている。なお、主な農産物は野菜、茶、飼料作物、植木、酪農による生乳などである。当地区は、消費地までのアクセスがよいことから新規就農者が参入し、農地の流動化も進んでいる。

しかし、農地所有者等へのアンケート調査によると、回答者の約6割が”耕作面積規模の縮小”や”離農”の意向を示しており、このままでは遊休農地の更なる増加が懸念される。既に利用権を設定している借地経営体などからは”規模拡大”の意向が示されており、引き続き新規就農者の参入促進と農地の利用集積・集約化を進め、将来にわたる農地の有効利用を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農地は、平坦で耕作しやすい条件の整った畑地帯であることから、露地野菜、施設野菜栽培を中心として、生産性を高めるための農地の集積・集約化を進めつつ、新たな担い手の確保と育成、農地を適正な管理について啓発を図る。

また、市街地に隣接していることから、地域コミュニティとも連携し、営農環境の維持に対する地域住民の理解に努めるとともに、地域と担い手が一体となって農地を有効利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及びその周辺の農地のうち目標地図に位置付けられた担い手が耕作する農地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に耕作面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、利用権の設定が見込まれる農地については、農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の冠水対策などを検討する。また、農地の集約化に合わせたほ場の再整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
東京都や東京都農業会議、JA西東京などと連携し、地域内外から多様な経営体を含めたマッチングを進める。さらに栽培技術指導や農業用機械のレンタルなどの支援を進め、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害防止対策の取組

森林や遊休農地が有害鳥獣や野鼠などの棲み処となっている可能性があり、関係機関と協力し、適正な管理等について講習会を開催するなど自助・共助を含めた対策を推進する。